

## 監視専門調査会（第16回）議事録

1 日 時 平成24年11月30日（金） 13:00～15:00

2 場 所 内閣府本府3階特別会議室

### 3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷 美紀子	弁護士
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会長代行
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	畠中 誠二郎	中央大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	山本 隆司	東京大学大学院教授

### 4 議事次第

#### 1 開会

2 「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する意見の取りまとめに向けた意見交換

#### 3 閉会

(配布資料)

資料1 監視専門調査会におけるこれまでの議論の整理（防災・復興における男女共同参画の推進）

資料2 外務省配布資料

### 5 議事録

○鹿嶋会長 ただ今から第16回の「男女共同参画会議監視専門調査会」を開催いたします。皆様、お忙しいところを御出席くださりまして、ありがとうございました。

本日は、お手元の議事次第に従いまして、「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する意見の取りまとめに向けた意見交換を行います。

前回までの有識者ヒアリング、関係府省ヒアリングを踏まえまして、次回の会合において「防災・復興における男女共同参画の推進」についての本調査会の意見を取りまとめることとなります。

前回会合の後、意見案に盛り込むべき事項につきまして、皆様から事務局に意見を御提出いただきました。これらの意見と前回までの会合における皆様の御発言を踏まえまして、現時点で意見に盛り込んでどうかと考える論点を整理し、本日の資料1として配付しております。

本日は、この資料に記載された論点に沿いまして、大きな項目ごとに区切りながら、皆様から意見をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 それでは、私から御説明をさせていただきます。

まず、資料1について、その位置づけや整理の考え方について御説明をいたします。

この資料は、防災・復興における男女共同参画の推進をテーマとして御審議いただいたこれまでの会合における委員の皆様の御発言や、前回の会合後に個別に頂いた御意見をベースといたしまして、今後、監視専門調査会としての意見を取りまとめていただく際の議論に供するために整理させていただいたものです。

個別の御発言及び御意見の内容をそのまま記載したものではありません。同趣旨の御意見と考えましたものをまとめさせていただいたり、御意見の趣旨を斟酌させていただき、その要点を記載したというものもあります。ここに記載をさせていただいた各論点につきまして、本日、調査会の意見において取り上げるべきか否かも含めまして御議論いただくことを念頭に作成します。もとより、ここに掲げている事項以外にも取り上げるべき事項もあろうかと思っておりますので、関係する箇所で御議論いただければと考えております。

まず、大きな項目として、一つ目に「基本的な考え方」、二つ目に「防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大」、三つ目として3頁から「防災・復興に係る施策への男女共同参画の視点の導入等」、四つ目として6頁から「被災者支援・復興の局面における男女共同参画の推進」、最後が8頁目にあります「国際的な防災協力における男女共同参画」の五つの項目に分けて立てています。

この項目立てについては、基本的には第3次男女共同参画基本計画の第14分野の「4防災における男女共同参画の推進」の記載順に沿ったものとしています。第3次基本計画におきましては、復興に関する具体的施策が明示された形では盛り込まれていませんが、これまで「防災・復興」をテーマに審議をしてきましたので、この議論の整理では復興に関するものも入れています。また、相互に関係のあるものについては、まとめて記載しているものもありますので、全く第3次基本計画と同じ構成にはなっていません。

この資料の見方です。まず、項目ごとに、枠で囲んだ部分には、その項目における主要な論点と考えられるものを記載しています。その下に▶の記号が書いていますが、こちらは皆様から頂きました御意見を整理した部分でございます。その下に、有識者ヒアリングにおいてお聞きしました御意見のうち、その項目に関連するものを記載しています。なお、これについては、特に記載していない項目もあります。

以上が、位置づけと整理の考え方でございます。

次に「1. 基本的な考え方」について御説明いたします。

ここでは、監視専門調査会で取りまとめていただく予定の意見の冒頭に、防災・復興における男女共同参画を推進する際の基本的な考え方を述べることを念頭に置いて、これをどのように捉えるかという論点を立てています。

この基本的な考え方について、これまでの御発言等であったものとしては、ここに掲げましたとおり、東日本大震災の対応において男女共同参画に関わる問題として、女性に対する配慮が欠けている、固定的性別役割分担が強化された、意思決定の場に女性の参画が

少ないといった問題が顕在化したのではないかとといった御意見がございました。また、防災・復興に関して女性を要援護者ではなく、主体的に活動する復興・防災の担い手として位置づけるべきではないか、防災・復興施策においては生活者の多様な視点を反映することが必要であり、あらゆる面に女性の視点を取り入れることで、他のグループへの対応を含めて災害に強い社会づくりにつながるという認識をもつべきではないかとといった御意見もありました。

また、有識者ヒアリングにおいても、固定的性別役割分担意識に基づく日常的な慣行が変わらないと、災害時においても男女共同参画の視点に反映した対応をとることができないといった御意見がございました。

この項目についての私からの説明は、以上です。

○鹿嶋会長 ただ今、説明がありましたように、全部で五つの項目がありますが、それを一つひとつ議論していきたいと思えます。

まず、「1. 基本的な考え方」についてです。三つの矢印の箇所が私ども専門調査会委員の意見で、その下に有識者ヒアリングにおける意見として、いわゆる固定的性別役割分担意識に基づく日常的な慣行が変わらないと、災害時に男女共同参画の視点を反映した対応をとることができないのだということが書かれています。これは有識者の意見であります。これも我々専門調査会の意見として取り込みたいと思っています。まず、そういったことから意見をお聞きしたいのと、その他にもこういう視点が必要ではないかといった意見があれば、是非発言していただきたいのですが、どうでしょうか。

○大谷委員 ただ今の有識者ヒアリングでの意見を当専門調査会の意見としても取り込むべきではないかという御発言に対して、賛成です。前回の調査会の後に、私も個別に意見を出しました。ここでは、明確に同趣旨の委員の意見として捉えていただけなかったのかもしれないかもしれませんが、有識者ヒアリングで挙げられているこの意見に賛成ということで、本日改めて申し上げます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

普段から男女共同参画に関心が薄い人たちも巻き込んで、男女共同参画の視点に対する関心を持っていくことが、結局、いざというときの大きな備え、力になるのではないかと考えております。

他に意見がございましたらどうぞ。

○二宮委員 今回の論点については、同様に賛成です。

ただ、この基本的な考え方に入る前に、阪神・淡路大震災から東日本大震災までの間に、兵庫県で国連防災世界会議等が開催され、こういう問題がすでに指摘されてきていた現実を踏まえると、今回の東日本大震災を受けて、今後は二度と同じことを繰り返さないという決意表明をきちんと固めてからこのポイントに入っていった方がいいのではないかと気がします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。どうでしょうか。

私からの一つの提案としては、今年の7月に開催された世界防災閣僚会議で示された、防災における女性の役割を正に認識することが必要であると、防災・復興計画に女性等の社会の多様な立場の意見を取り入れていくことが大事であるという考え方は、監視専門調査会としても共有できると思うので、是非そういう意見も入れていきたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、2の説明をお願いします。

○中野渡補佐 「2. 防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大」という項目を立てております。

まず、(1)の上に「-」を頭に付した三つの段落を記載しています。こちらは、防災・復興に係る政策方針決定過程への女性の参画の拡大に関するこれまでの政府機関における決定や法改正の動向等の、この項目の背景となる事実を記載したものです。一つ目は、第3次基本計画における記載と、東日本大震災復興対策本部が平成23年4月29日に決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」からの記載です。この「復興の基本方針」の中では、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する旨が記載されています。

二つ目は、平成24年9月6日に中央防災会議で決定された防災基本計画では、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るために、防災に関する政策・方針決定過程、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると記載されているところです。

三つ目は、前回も御議論がありました。災害対策基本法の改正によって、地方防災会議の構成員に女性を含む多様な主体の参画を促進するための規定が盛り込まれるなどのように女性の参画の拡大のための動きが見られるということです。

次に、「(1) 国及び地方公共団体における合議制機関等への女性の参画の拡大」との項目を立てています。ここでの論点は、ただ今申し上げたとおり、中央防災会議、地方防災会議及びそれぞれの下部組織の様々な会議、更には防災・復興に関する各種会議において、女性の参画促進のためにどのような取組が求められるかということでございます。

これに関しては、前回の会合の際に、地方防災会議における女性委員の占める割合等も御報告いたしましたが、これを今後も継続してフォローアップをしていくべきではないかといった御意見や、現在の災害対策基本法では「学識経験のある者」との規定になっていますが、これを厳格に解釈すると、生活者の視点というのをなかなか反映しにくくなるのではないかといった御意見がありましたので、生活者の視点も幅広く反映されるような人選を促すべきではないかとしています。

また、地方防災会議で女性委員を増やすのがなかなか難しいということもありますので、その下に設置される部会等で女性の参画を拡大したり、住民との意見交換会を実施するなどの多様な意見の反映のための取組が必要ではないか、地方防災会議等の委員等の選定に際しては、男女共同参画センターやNPOから推薦を求めるなどして、日頃から男女共同

参画に取り組んでいらっしゃる女性の参画を促すべきではないかといった御意見があったものと考えています。

「(2) 国及び地方公共団体の防災・復興関連部局における女性の参画の拡大」です。先ほど説明いたしました(1)は、防災会議等の合議体制機関における女性の参画の拡大でしたが、(2)は防災・復興関連部局における女性の参画促進を念頭に置いています。

論点としてはこのように立てていますが、委員の皆様や有識者の方々も含めて、この点についてこれまで特段の意見は出されておられません。もし、本専門調査会の意見において取り上げるとするならば、どのような取組が求められるかということをお議論いただければと考えています。

「(3) 被災者支援等の活動に当たる関係女性職員等への支援」です。実際に防災の現場や被災者支援の現場で活動を行う女性の職員の参画の拡大を念頭に置いています。

こちらの論点については、防災の現場や被災者支援の現場での男女共同参画意識の高まりや女性の固有のニーズへの対応の必要性から、女性職員が欠かせなくなっていくことや、女性職員が十分にその役割を果たすためには、ここに掲げているような取組が必要ではないかという御意見をまとめさせていただいています。取組として、一つ目に、女性の消防職員や警察官、自衛官等の採用・定着の促進、研修・訓練を挙げています。また、これは男女問わずということになりますが、災害対応に当たる職員にお子さんがいらっしゃる場合、実際に災害対応に当たるためには、託児所の整備等、災害対応に当たる公務員の子育て・介護支援が必要ではないか、さらには、女性消防職員、警察官、自衛官の更なる参画の拡大が必要ではないかとの御意見がございました。

2. についての説明は以上です。

○鹿嶋会長 2. は、いわゆる防災・復興関連の政策・方針決定過程への女性の参画をいかに拡大していくかというテーマです。このうち、(2)につきましても、私どもの専門調査会としてこれに見合う意見をまだ出していないので、ここにもまだ何も書いていません。先ほど説明がありましたように、この場で何らかの意見を出していきたいと思っています。まずは、2. の(1)について、皆様から御意見があればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

例えば、国の審議会等の女性委員の比率ですが、4割以上、6割以下という目標値がある中で、現在は3割を超している状況ですが、中央防災会議の下の専門調査会や復興推進委員会等のいわゆる復興・防災関連の各種の会議の構成についても、こういった数値が念頭に置かれるべきであるわけですね。

したがって、私どもとしては積極的にポジティブ・アクションしていただいて、女性委員を増やしていただくということが要望として上がってくると思います。また、都道府県の防災会議でも女性委員がゼロのところがありますので、女性委員を増やしていくことが求められるであろうと思いますし、特に大都市の場合は、災害が発生しますと大きな被害

が予想されるだけに、女性の参画拡大は喫緊の課題であろうと思っております。どういう視点からでも結構ですが、御意見をお伺いできればと思います。

○二宮委員 ただ今、会長からお話があったように、地方防災会議では女性委員がいない都道府県をなくすという形で取組が紹介されています。しかし、それが誤ったメッセージにつながる可能性があります。本来は、40～60%にまで引き上げてほしいということであるにもかかわらず、単に女性委員がゼロの都道府県をなくせばいいのだと読み取られかねません。そうならないためにも、今回改めて、地方防災会議については、女性委員がゼロの都道府県をなくすのは当然で、更に可能な限り女性委員の比率を4割に近づける努力が必要であることをうたうべきだろうと思えます。

女性委員の登用率が低い理由については、「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査結果について（概要）」（全国知事会男女共同参画特別委員会・災害対策特別委員会、平成20年12月）の「4. 防災に関する政策等の決定過程における女性の参画について」の中で、「職指定があるために女性委員が就任しにくい」という回答が多く寄せられていて、その解決のためには、法律改正も含めた検討をすることが必要だと考えられてきたとのこと。またその他に、女性委員候補となる人材が不足しているという回答も上がってきています。

その意味で、この問題の解消にとっても、「基本的な考え方」で出てきた、普段からの取組が重要ということであり、公務員の女性の採用や登用を喫急に進めていくことが必要だと思われます。また、資料2の国連婦人の地位委員会の決議でも、平等な参加の確保が求められていることからしても、ゼロをなくすという話ではなく、40～60%に近づけていくというメッセージを改めて投げかける必要があるのではないかと思います。

また、前回、奥山委員から、組織が肥大化しすぎると機動性の確保の点で問題が生じるという指摘がありましたので、そういった点についてもきちんと言及した上で、実際に部会等の下部組織の活用や多様な取組という流れでつなげていけばいいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

他に（1）関連で御意見がなければ、（2）の防災・復興関連部局における女性の参画拡大に入ります。防災・復興関連部局、いわゆる行政組織の中に女性の管理職がいかに少ないかという話から、女性管理職をいかに増やしていくかという話につながってくるわけです。行政組織全体の女性管理職が少なければ、防災・復興関連部局の女性管理職に就任する女性も少なくなるということになっていきます。つまり、行政全体として女性管理職を増やしていくという大前提がなければ、急に関連部局の女性を増やせと言っても間に合わないと思いますので、そういう視点が欠かせないだろうと考えております。

○廣岡委員 少し前のことですが、男女共同参画の関係でどこかの県の女性職員の方が涙ながらに話されたことがありました。彼女は大学の工学部の出身で、土木事務所のような部署に配属されたのですが、自分は現場に出たいと思っているのに、女性だからという理

由でずっと内回りの仕事、経理等の仕事ばかり担当しているということでした。ミスマッチが生じているが、訴えても聞き入れてもらえないという話を聞いたことがあります。

私は現場を存じないので何とも分かりませんが、相変わらず、ここは女性には不向きな職場だ、職種だといったことが強く残っていると思うので、その点に言及したらいかがでしょうか。女性だからこういう職場や職種は向かないのだという偏見を取り外していくべきであると言及したらどうかと思います。

○鹿嶋会長 相変わらず職務分離の根強い実態があるわけですが、その他御意見があればお伺いします。

○大谷委員 今まで出た御発言、いずれも賛成です。その上で、本来、行政全体として女性の参画を推進、促進するという大前提がなければ、ここだけ急に女性の参画を推進しようといってもなかなか進まないのではないかという、先ほどの鹿嶋会長のお話はそのとおりですので、大前提からもう一回言っていくということ。そうは言いながら、なかなか一気に進まないという現実も踏まえますと、関連部局における女性の参画ということはもちろん言うのですけれども、その上で、もう一つの考え方としては、関連部局の管理職に女性が仮にいなくても、いわばその部局における女性の参画を担当するフォーカルポイントになる方を必ず置いていただく。それが仮に男性であっても、そういった意識を必ず持つてもらおうということも一つ考えられるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

あとは、地方もさることながら、国の防災部局も女性職員が少ないという現実があるように思います。こちらをどうするのかということですが、防災対策推進検討会議の最終報告の第1節(2)⑩に男女共同参画の視点が大事だということが書かれております。⑩の二つ目の○のところでは、国や地方公共団体の防災部局の担当職員についても、その男女比率を庁内全体の職員の男女比率に近づけるなど、そういう推進を図るべきだということが書かれております。今後、国の防災部局の女性職員を増やしていく際の一つの根拠になると思いますので、これなども含めて目標達成の期間といったポジティブ・アクションを進めていく必要があるのではないかと考えております。

もう一つは、国や地方公共団体で、いわゆる防災担当部局の女性職員がどのような比率になっているのかということの継続的な調査も必要でしょう。

最後に、研修です。これはもちろん男性も含めてですが、防災・復興担当部局の職員に対する男女共同参画の視点についての研修を行っていく必要があると考えております。

そういったことを整理して、(2)に書き込んでいきたいとは思っておりますが、他に更に何か突っ込んだ意見があればお伺いしたいと思っております。どうでしょうか。

では、(3)に移ります。「被災者支援等の活動に当たる関係女性職員等の支援」ということで、女性の消防職員、警察官、自衛官に対してどのような取組が求められるのかということですが、これについて御意見があればお伺いしたいと思っております。

これについては資料1で御覧のとおり、既に御意見が出ておりますが、これで出尽くしたと見てよろしいでしょうか。それとも何か御意見がありますでしょうか。

○大谷委員 この部分では、有識者ヒアリングで意見が出たような記憶があるのです。先ほどの土木の話と似ているのですが、消防職員や警察官に女性職員が入ってきているとは言いながら、消防や警察等の活動の中で、どちらかというより現場に遠く、内回りの仕事に当てられているという現状があるという指摘があったと記憶しております。女性職員の役割として、男性と同じような防災活動の現場に女性が不向きであるといったような慣習やイメージがあるとしたら、そういった性別役割の視点を取っ払っていく、あるいは克服していくという必要性についても、(3)の中で言うておくことが良いのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。そのとおりですね。今の意見に何かつけ加えることはありますか。

○松下委員 大谷委員と同じような意見ですが、関係女性職員等への支援の中には、やはり男性職員の意識を変えていく研修というのも非常に大事だと思っています。そうでないと、男性の多い職種では専門職であっても、女性職員は働きにくいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、3.の説明をお願いします。

○中野渡補佐 「3. 防災・復興に係る施策への男女共同参画の視点の導入等」という項目を立てています。

一つ目は「(1) 男女共同参画基本計画等における防災・復興分野の組み込み」と題しております。こちらは、冒頭に申し上げたとおり、第3次基本計画においては、第14分野の4に防災における男女共同参画の推進を掲げています。この部分の記述については、第3次基本計画が平成22年12月に作成され、東日本大震災はその後の平成23年3月に発生しているということを踏まえまして、次期基本計画の分野の取扱いを検討する際に留意すべき点があるのではないかと論点を立てています。

次に、地方公共団体では、男女共同参画計画を定めておりますが、防災・復興に関して期待されることは何かということ論点にしています。この論点に関しても、これまで委員の皆様や有識者の方々からの意見は特段出ていないところでございますので、取り上げるとするならば、どのような取組が求められるかということ御議論いただければと考えています。

続きまして、「(2) 防災・復興に係る各種の計画、指針・マニュアル等における男女共同参画の視点の導入」として論点を立てています。

これまでも、また現在においても、防災・復興に関する様々な施策、計画、各種のマニュアル等が作成されており、また、作成が進んでいるものがあります。そういったものに、男女共同参画の視点を取り入れるためにはどのような取組が求められるかということです。この論点に係る御意見といたしましては、例えば女性の視点を取り入れた防災訓練の

実施や、女性と防災をテーマにしたワークショップの開催等、平時から男女共同参画の視点から防災に関する知識、普及、学習訓練機会の拡充を図ることを促すべきではないかといったものや、地方においては防災・復興と男女共同参画についての認識が様々ですので、例えば他の地域における好事例についての情報提供を継続的にすべきではないかといった意見が出ていたと考えています。

また、有識者ヒアリングでの意見といたしまして、内閣府男女共同参画局で現在作成している「男女共同参画の視点からの震災対応マニュアル」について、完成後はウェブサイトで公表したり、地方公共団体に配付したり、説明会等を実施することを通じて、万一の際に実践に移せるように周知すべきではないかといった御意見や、地方公共団体においても、このマニュアルの内容を踏まえまして、各地でその実情に応じてマニュアルを作成したり、職員に対する研修を実施したり、防災訓練等の実施の取組を求めるべきではないかといった御意見が出ていたと考えています。

「(3) 男女共同参画センター・女性センターの役割、地域との連携」として論点を立てています。ここでは、災害時に男女共同参画センター・女性センターがその強みを生かしつつ、その機能を十分に果たすことを可能にするためにはどのような取組が求められるか、また、災害時における行政と地域、民間団体との役割分担、連携の在り方はいかにあるべきかということ論点として立てています。

この論点に関しては、男女共同参画センター等を地域の防災計画等において、災害対応のための役割を持つ機関として位置づけるなど、その機能、強みを災害時にも十分に果たすことができるように取組を求めるべきといった御意見や、地域との連携については、災害時には地方公共団体自体の機能が低下してしまうので、行政だけではなくてNPOや地縁団体、被災地以外の団体等の多様な主体同士の連携が不可欠であるという意見がありました。そして、そのためには、あらかじめ行政と民間団体との役割分担を決めておくことや、被災地以外の地域の団体との連携の在り方を含めた対応方策を講じておくことなど、連携関係の構築に向けた取組を求めるべきといった御意見がございました。

有識者ヒアリングでのこの論点に関する御意見としまして、10月5日の会合で桜井陽子氏から、東日本大震災で積極的な活動ができた男女共同参画センターには、ここに掲げたように設置者に対する主体性の確保であるや、職員の判断力、地域の社会資源との連携・協働の蓄積があったとの御発言がありました。これを踏まえて、平時から準備をしておくべきこととして、センターの組織基盤の強化、地域との社会資源の連携・強化、ジェンダー視点からのコミュニティ開発事業の開発・実施等が必要であるといった御意見がありました。

また、防災計画の中にセンターを位置づける場合に、センターを避難所として機能させるためにはセンターに十分なスタッフが配置されていて、スペースも確保されている必要があるので、そこは慎重な検討が必要であろうとの御意見がありました。もし、十分なスペースが確保されていない場合には、施設や場所としてではなく、ソフトとして位置づけ

ることも考えられるのではないかといった御意見がありました。全くセンターの位置づけがされていないと、災害時において場当たりのに使われてしまうおそれがあるということでした。

次に「（４）男女共同参画の視点に立った避難所・仮設住宅等の運営」です。この論点では、避難所、仮設住宅、防災拠点等の運営に男女共同参画の視点を取り入れるためにどのような取組が求められるかという論点を立てています。この論点に関しましては、仮設住宅でのコミュニティの再生が必要であり、女性はコミュニティの維持・再生能力にたけているので、女性がより一層参画できるような取組が必要ではないかといった御意見がありました。

避難所に関しましては、福祉避難所や福祉施設において24時間体制で要援護者の支援を行うことができるように、支援のための全国的なネットワーク構築の取組を求めるべきといった御意見もありました。特に障害者について、平常時では施設への通所が原則になっているため、いざ24時間対応しようとしても、なかなか人材が確保できないことから、24時間対応が必要となる避難所での生活も念頭に置きつつ、専門性のある人材の確保が必要ではないかとの御意見でした。

災害救助法に基づく食品の給与に関する現物給付の原則につきましても、東日本大震災において様々な問題が顕在化したわけですが、災害法制全体の見直しの中でもっと柔軟な対応、運用が可能となるように、その在り方を引き続き検討する必要があるとの御意見として整理をしています。

これに関する有識者ヒアリングでの意見としまして、要援護者に対する避難支援や、避難所の生活環境確保等のガイドライン等を策定する際には、女性を含めた避難者のニーズを把握する仕組みや、女性を避難所運営の責任者に加えるといった形で男女共同参画の視点を盛り込むべきではないかという御意見がありました。避難所・仮設住宅の運営においては、性犯罪や配偶者暴力の防止等の対策を講じることが必要ではないかという御意見もございました。

この項目について説明は以上です。

○鹿嶋会長 まず、（１）から議論を始めたいと思います。これまで意見らしき意見はなかったというわけではありますが、この論点について御意見があるかどうかです。第3次基本計画の第14分野の「4 防災における男女共同参画の推進」を見ていただくと分かるのですが、東日本大震災はこの第3次基本計画が閣議決定された後に発生しましたので、復興については弱いということ、実は私も何人かの方から言われました。

そのようなことを踏まえると、東日本大震災以降、復興は切実な課題として浮上したわけでありますので、今回の東日本大震災における教訓等々を踏まえまして、今後は、いわゆる復興分野における男女共同参画の推進について課題となってくる。例えば、第4次基本計画で具体的な施策を盛り込む必要がある。もちろん、防災分野についてもより一層充実した書き込みが必要になってきますが、復興という視点をかなり重視していくというこ

とは考えられると思うのです。(1)の問題について意見があればお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

第4次基本計画の検討はまだ始まっていませんので何とも言えないのですが、防災・復興という問題を単独で重点分野に取り出して、基本計画の中に盛り込んでいてもいいのではないかという感じがいたします。第3次基本計画では、地域、防災・環境その他の分野ということで、防災だけを特出ししていませんが、第4次基本計画では、防災・復興を特出ししていくというような意見があれば、意見として書き込みをしてもいいのではないかと思います。

○廣岡委員 そもそも地方自治体の行動計画には、防災が余り入っていないのではないのでしょうか。最近、地方自治体の男女共同参画の推進委員会でも頻繁に議論しているのですが、そもそも防災が計画の中に入っていないので、今回、東日本大震災に鑑みて、防災については特にこういうことを要望するという議論が多いように思います。したがって、そもそも行動計画の中に防災位置づけるということを進めるといった文言が必要ではないのでしょうか。

○鹿嶋会長 大変大事な視点です。そのあたりの実態をよく調査して、逆に設けてほしいと地方自治体にも要望していくことは可能だと思うのです。

○廣岡委員 調査していただくと、多分入っていないところが多いと思います。私は、ほとんど入っていないとの印象を持っています。

もう一つ、ここでは関係ないかもしれませんが、リプロダクティブ・ライツの項目がずれているように思っています。生涯にわたる女性の健康支援という話ばかり出てきて、性的自己決定権に関する話ほとんど出ません。防災・復興関係も余り計画の中に入っていないと思いますので、調査をお願いします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、そういう方向で(1)は書き込みをしていってよろしいのでしょうか。第3次基本計画でも「復興」という言葉は出てくるのですね。

○中野渡補佐 「4 防災における男女共同参画の推進」の「施策の基本的方向」の中で「防災(復興)」という記載が2か所あります。

○鹿嶋会長 ここは是非充実していきましょう。

○大谷委員 第4次基本計画で、防災だけではなく復興も入れるということには賛成ですが、私は先ほど会長がおっしゃった、防災・復興を取り出すという案の方がよいのではないかと拝見しながら思っていました。

理由は、現在、第14分野は、地域、防災・環境その他の分野になっているのですが、注意して読まないで、防災が地域の話とセットで第14分野に入っているような気がしました。そのため、防災・復興とした方がいいということに加えて、防災と復興を合わせてですが、国レベル、地方公共団体レベル、更には国際的なレベルなど、様々なレベルで取り組まなければいけないことがあります。そのことをきちんと言うためにも、この第14分野の中に

一緒に入っているよりは、別になっている方が、必要な重要性和その扱いのレベル分けがきちんとできるという気がいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、本専門調査会としては、次期計画では防災・復興を重点分野として独立させ、かつ地方自治体の独自の計画にもこれを盛り込むよう促していくとしたいと思います。

次は、「(2) 防災・復興に係る各種の計画、指針・マニュアル等における男女共同参画の視点の導入」です。二つの▶は私どもの意見で出ているものです。有識者ヒアリングの意見にある、現在作成中の「男女共同参画の視点からの震災対応マニュアル」はどこかに資料が付いているのですか。

○中野渡補佐 まだ作成している最中ですので、実物自体はまだありません。

○鹿嶋会長 これをウェブサイトで公表する、地方公共団体への配布・説明会を実施するという事です。更に地方公共団体に対しては、このマニュアルを踏まえた上で独自のマニュアル作成を促す。研修等々にも利用し、かつ地域住民参加の防災訓練の実施の取組も求めるということですが、これはなるほどと思います。有識者の意見を私ども専門調査会の意見として、取り込んでいきたいと思うのですが、どうでしょうか。いいですか。

内閣府の作成しているものは全体のものでありますから、地域でやれば地域の独自性が更にあるはずですので、よりきめ細かなもの、特性に応じたものができるのだろうと思っております。この問題がどのように進展しているのか、どのように実施しているのかということ自体も継続的にフォローアップしていくということも欠かせないのではないかと思います。意見はありますか。

○二宮委員 (2)の有識者ヒアリングの意見の下の段落に、職員等に対する研修というのが書いてありますが、単に研修しただけだと今までと余り変わらないと思うので、研修が終わった人に対して何らかの資格を与えるといった方法で、裾野を拡大していくというやり方もあると思います。

2(2)のところでも、女性の参画拡大は、いきなりはできないという話が出ましたが、女性職員は様々な部署にたくさんいらっしゃるのです。その意味で言えば、通常は別々の部署にいるけれども、防災・復興の必要が生じたときには緊急招集できるような方法が必要になるのではないかと思います。また、男性職員でも女性の立場やジェンダーの視点等についてきちんとトレーニングを受けた人を集めることによって、男女比率的には少しバランスが悪い組織になったとしても、質的にはバランスのとれた組織を確保できるような形になっていくはずですよ。その意味で言えば、職員等に対する研修をもう少し「見える化」して、研修を受けてこういうことができるようになったという職員がこれだけいるということを確認していくことが必要になるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

(2)について、他に御意見はありますか。よろしいですか。

○松下委員 静岡県男女共同参画課では、最近、防災ネットワーク会議というのを招集しています。私たち静岡市と浜松市のセンターの代表や県のセンターの代表はもちろんなのですが、その他にも静岡大学の男女共同参画室や県立大学の男女共同参画センターの担当者、大きな女性団体の長、様々な相談業務をしているフェミニスト・カウンセリングの代表の方なども呼んで、今後何かが起こったときにどのように対応していくかという会議を早速始めています。これは国のマニュアルにも対応していて、その地域版を作成すると聞いていますので、私も参加しています。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて「(3) 男女共同参画センター・女性センターの役割、地域との連携」でございます。私どもの専門調査会の意見としては、そこに書いてあるとおりであります。有識者ヒアリングの意見ですけれども、先ほど御紹介があったように、桜井氏の意見の中で、東日本大震災で積極的に活動できた男女共同参画センターには条件があるとして、①主体性の確保、②職員の判断力、③地域の社会資源との連携という条件が指摘されております。

平時から準備しておくこととしても、職員のパワーアップなど、組織基盤の強化等、ジェンダー視点からのコミュニティの開発、事業の開発ということなどは大変大事なことだと思いますので、是非取り込んでいきたいと思っております。

例えば、防災計画等でセンターが位置づけられていないと、場当たりに使われるという指摘もありましたので、その辺りのこともきちんと考えていく必要があると思っております。皆さんから関連する御意見があればお伺いしたいと思います。

○二宮委員 (3) の主要論点の二つ目の○、災害対応時の行政と地域、民間団体との役割分担という話ですが、この災害対応時に現地・被災地においては、行政は自治体間を超えて連携して対応したり、あるいは消防や自衛隊等は基本的に所属しているところを超えて出ていく形になります。その意味で言えば、現地の災害対応時の連携の在り方の問題とともに、応援を派遣する地域での連携の在り方の問題も重要になってくるわけで、そのためにも2つの柱で議論を組み立ててもらうことが大事です。

特に、応援で出ていくときに、先ほどの2(3)の視点とも絡んできますが、前回の会議で、自衛隊の取組として話が出ていましたように、子どもを預かる保育所等が必要になる。したがって、現場だけではなくて、応援に駆け付ける側でも、連携の枠組み等を日頃からきちんと整えておくことによって連携がしやすくなる。その際に、例えば、自衛隊であれば有事の際に予備自衛官が召集されるといったこともありますので、結婚して退職されている方であっても、状況によっては出動していただく可能性がありますね。前回の会議で消防庁から話を聞いたときも、結婚して辞められる女性がかかりいらっしゃるということだったので、そういった人材を、女性職員を応援として出動させた後の補充として予備的に活用していくなど、柔軟な発想をしながら、現地に行く女性職員の数を確保していくといった取り組み方も必要なのではないかと思っております。

○廣岡委員 女性センターの役目については、こういういい役目がありましたという事例を紹介していく必要があるのではないかと思います。ただ今、二宮委員からの発言にあったように、被災地の女性センターだけではなくて、地域外の女性センターが大事です。今、感じているのですが、指定管理者制度で民間の団体に管理、運営を委託している女性センターがかなりあります。その評価をするときに、与えられた役目をきちんとこなして、税金を適切に使っているかという観点で指定管理者としての役目の評価をします。ところが、今度のようなことがあると、これまでの役目以外に、例えば東北の被災地に対してどういうことができたのかということも入れてみると、重要な評価の視点になるはずですが。

そういうことも含めて、一つは女性センターの果たした役割についていい事例があったら、それを是非積極的に周知していくべきだろうと思います。また、女性センターに限らず生涯学習センター等、地域の人々が利用する施設には、こういう場合に全国的な連携の中で頑張っただけで応援に行くという意識を持っていただくことが大事だということが今回明らかになったと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

○大谷委員 私も何点か申し上げます。まず1点目は、(3)の表題ですが、「男女共同参画センター・女性センターの役割、地域との連携」となっているのですが、ここで述べられていることには、単に地域で活動する団体等のことだけではなくて、他の地域から応援で入ってくる民間団体等のことも書かれていると思います。そういう意味では、表題自体を「地域・民間団体」とした方が、ここで述べられている内容をうまくつかむことができるのではないかと思います。というのが1点目です。

2点目は、5頁の一番上の➤ですが、今回、監視専門調査会として出す議論の整理は、あくまでも男女共同参画の視点から出すものと理解しています。そうだとしますと、この➤のところでは書かれている中で、「円滑な災害対応のためには」ということが1行目の最後の方に出てきまして、それはそのとおりのだろうとこれまでのヒアリングを伺って思っています。その全体的なことは前提としながら、この調査会としては男女共同参画の視点から、あるいは女性のニーズに応えるために出てくるような様々なニーズに応えるときに、どうしても地方公共団体だけでは対応しきれないといったことを認識していたと思います。したがって、この書き振りは一般的なことより、もう少し男女共同参画の視点あるいは女性のニーズといった言葉を使って加筆してはどうかというのが2点目の意見です。

3点目は、今の話に関連するのですが、地方公共団体の機能が低下してしまうということの他に、今までお伺いした様々な経験の中で、地方公共団体、行政の仕組みが書類主義であるということの問題があります。それをいきなり変えるということ自体は難しく、災害時という非常時に合わせて、手続きももう少し柔軟にできればいいのかもしれませんが、それができないような場合に、やはり民間団体がそこを補完する形で機能するということが指摘されていたように思います。

したがって、機能の低下だけではなくて、従来から持っている行政の事務上の問題等もあるように思います。

今との関係で、次に①「行政と民間団体の役割分担をあらかじめ決めておくこと。」についてです。私はこの辺りは専門ではないので、もしかすると何か理解が乏しい発言をしてしまうかもしれませんが、今回、認識されたことというのは、今申し上げたように、行政が持つ機能あるいは責任等もありながら、民間団体とうまく連携し、補足的・総合的に役割分担することが重要だということです。民間団体の持つ柔軟性や有用性が認識されたと思います。

そうすると、あらかじめ役割分担を決めておくことということがマニュアルに入っていますが、マニュアルが独り歩きしますと、災害時に、ここは行政がやらなければいけないから、ここは民間団体だから、ということが起こり、かえって足を縛ることはならないだろうかということが危惧されます。

女性のニーズとひとくくりにしましても、様々な女性がいて、今回、できるだけそういうもののニーズを把握して、今後の計画にいかしていこうとはしていますが、今後、もし何年か先に何かがあったときに、現時点で、私たちが予想していないような新たなニーズが出てくるかもしれません。そうした現場のニーズに応えるときには、柔軟性が必要で、そのために、あらかじめ決めておくことが、本当はどこまでいいのだろうかということを若干疑問に思いました。そういう問題点だけ指摘させていただければと思います。

○鹿嶋会長 地域防災計画やマニュアルに、男女共同参画センター等をきちんと位置づけておくというのは大事だと思うのです。ただ、そうすると、大谷委員のおっしゃるには、それは一方で足を縛ることにのみなりかねないと、要するに不測の事態や想定外の事態もあるというわけですね。

○大谷委員 あります。

○鹿嶋会長 そういたしますと、男女共同参画センター等の位置づけは大事だと思うのです。それはきちんとやるべきだと思うのですが、民間団体と行政の役割は余り書き込まない方がよいということですか。

○大谷委員 その辺りについては、考えがまとまっていません。

○廣岡委員 有識者ヒアリングでの意見もそうですが、もう少し整理して、余り詳しいことまで書く必要はないのではないかと思います。役割をあらかじめ決めておくことではなくて、むしろ行政と民間団体との間のネットワークをきちんと作っておくことという程度の言い方でもいいのではないかと思います。有識者ヒアリングでの意見が少し細かいところにわたり過ぎているので、もう少し抽象的なレベルに下げて書いた方がいいのではないかなと思います。

○鹿嶋会長 粗々の役割分担は書いておいた方がよいのではないのでしょうか。それも要らないですか。

○廣岡委員 お任せします。

○二宮委員 あらかじめ役割分担を決めておくことと、有識者ヒアリングでの意見で男女共同参画センターが積極的に活動できたというケースで挙げられているように、センターの主体性が確保されているということが必要です。こういうところもうまく入れながら、流動性があるというニュアンスを残しつつ、基本的には機動性を確保するといったような表現の仕方が必要なのだらうと思います。

あとはマニュアルを作って終わりではなくて、センターの主体性の確保の問題については、監視専門調査会の本来の役割がフォローアップしていくことだとすると、役割分担等について、日頃からネットワークづくりが行われているかどうかや、その際に主体性についての議論がされているかどうかについては、チェックできるリストなどを、マニュアルの後に付けて、それに対して地方がどこまで議論しているのか、動いているのかなど、具体的な部分を把握していく作業等が今後は特に必要になってくるのではないかと。

特に女性のニーズへのアプローチもですが、女性の権利の問題等もあるので、権利の保障という観点から、こういうところはクリアして議論の中に入れてもらいたいというようなところを、単にマニュアルを作るだけではなく、自治体がチェックして、そのチェックが果たして動いているのかどうかなどを「見える化」していく作業と絡めていく。そういう形で発信していけば、どこまでができていて、どこができていないのかというのが分かるようになりますし、本来は選挙の争点の一つにもなり得るような形で、国民や住民に対しての情報提示の一つとして、ここの自治体はこのような取組が進んでいて、他の自治体に比べてこのようところが遅れている、このような視点が欠けているといったことを情報提示していくところまで踏み込んでもいいのではないかと気がします。

○鹿嶋会長 松下委員、どうぞ。

○松下委員 先ほど廣岡委員がおっしゃった調査なのですが、今年の2月に既に全国女性会館協議会と横浜市のセンターが中心となって、災害時における男女共同参画センターの活動と役割という調査がされています。今後も女性会館協議会ではそういう調査をしていくと聞いています。各センターが、シンポジウムなど、現在様々な活動をしていることを、次に何か起こったときのための記録に残しておこうということで、そういった記録集のようなものを作っていらっしゃるところがたくさんあるということをお伝えしたいと思います。

桜井氏のヒアリングでの御意見はもっともだと思ってお聞きしていたのですが、ただ、そのときの質問でもありましたが、センターも本当に千差万別で、県のセンターや政令市のセンターはそれなりの建物もあつたり職員も複数いますけれども、市町に関しては、センターがあるといっても、公的施設の建物の中の一部屋がセンターと称されていたりするところもあります。ですから、災害の際にそのような小さなセンターが場当たりに使われてしまうのではないかと、桜井氏は恐らく危惧されたのだと思います。私たちが小さな市のセンターですけれども、多少そのような危惧は持っています。ソフト的な

役割、特に相談では、女性の方が発災時と経過後で相談内容も違って来るので、情報提供したり、相談を受けたり、女性に特化したことを何かやりたいと思っています。

そういうことがもし計画等で位置づけられるとすれば、それはそれでありがたいと思っています。しかし、余り細かく規定されてしまうと、かえって動けなくなってしまうというのも危惧しています。

○鹿嶋会長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 先ほどの5頁の一番上①については、役割分担について、あらかじめ特定のマニュアルを作ることのように読めてしまう表現である点に、問題の指摘がされたと思います。

継続的に情報を交換して連携ができる体制を作っておくということを書けばよろしいのではないかと。例えばここに行政と民間団体とありますけれども、行政の状況も日々変わっていくわけですし、関与する民間団体も様々なものが新たに出てきたり、あるいはなくなってしまいう団体もあります。連携等の在り方についても、環境や情報の提供という話がございましたが、情報技術等は日々進歩しており、新たなものが出てくれば、新たな災害対応の仕方も出てくるということもあろうかと思えます。そういうことを考慮して、継続的に連絡を取り合っ連携ができるようにしておくことが一番重要ではないかと思っております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

もう一つ、松下委員のお話に関わることですが、小さなセンターをどうするという話もそうですが、センターがない市町村もあるわけですね。そういう場合には、どうするのでしょうか。今、議論しているような機能はどこが果たせばいいのですか。

○松下委員 例えば今回の大震災ですと、もりおか女性センターは、盛岡市のセンターなのですが、センターのない沿岸部の市や町に行って支援活動をされました。先ほど廣岡委員がおっしゃっていたように、もりおか女性センターも、行政ではなくてNPOが指定管理者になっているので、NPOの職員であることを上手に使い分けて柔軟に支援をしていらっしゃいました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

山本委員、廣岡委員からも出ているネットワークづくり等々も含めて、そういうところもカバーしていくと理解すればいいと思います。

次に「(4) 男女共同参画の視点に立った避難所・仮設住宅等の運営」であります。福祉避難所については、厚生労働省から、本来は軽度の方たちを対象とするものであって、重度の方たちを受け入れることは想定していないという回答がありました。それでは、災害時にどうするのかという議論もあったわけですが、その辺りも含めて皆さんから御意見をお伺いできればと思っております。

➤の三つ目、災害救助法に基づく食品の給与における現物給付の問題は、果たして男女共同参画というものの中に入ってくるテーマなのかどうかということも議論したいと思

ます。福祉避難所の問題についてですが、私は福祉避難所については、その辺の重度、軽度かわらず、大きな災害時はそういう枠を取り払って対応すべきだろうと思っています。その辺りで御意見があればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 現物給付の問題は、確かに男女共同参画とは違うようにも見えますが、災害時において女性の力を使っていくという側面だけではなくて、保護の客体としての女性という側面もあるわけですから、障害者や高齢者、また、国際的な言葉で保護の対象になる人を脆弱な立場にある人という言い方をするのですが、それぞれの方々のニーズに合うきめ細かい対応をすることによって、人間としての尊厳を確保していくという視点から捉らえれば、一律の給付を絶対視せず、現物給付の可能性についても検討を進めていくことは、個の尊重や多様性への配慮という点からも大切なはずです。この理念は、男女共同参画の問題の根底にも流れているはずで、そことの絡みでこの問題に積極的に言及していくことがここでは必要なのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

その点については、今、二宮委員のおっしゃったとおりでと思っていますので、そういう方向で考えたいと思っています。

他にここの分野で御意見があればどうぞ。

○岡本委員 かなり基本的なところですが、今回の災害時に自治会の活動を期待することが多かったと思います。自治体の方々も被災者であるわけですから、自治会の方々が自治体をカバーし、きちんと避難所なり仮設住宅で男女共同参画の意識を持って取り組んでいただけるかということが大事だと思うのです。しかし、残念ながら、第3次基本計画の際も議論したのですが、自治会長は非常に男性が多い。日頃の地域の活動は女性がやっているのに、会長は定年退職した方がいきなりなられるということがあります。地方に限らず、都会でも、例えば祭りのときなどは、女性たちが炊き出しをして、男性たちはおみこしの準備をした後はお酒を飲んでいるといったこともよくあることです。こうした中で、いかに自治会の方々に男女の役割分担意識を払拭してもらうのか、取り組むということが大事だと思います。

そのために、自治会での防災訓練等において、必ず今回色々と起こったことも教訓にしなが、男女共同参画の意義をお話していただくということを是非やっていただきたいと思っています。そういったことが、有識者ヒアリングの意見の中でも入っているのだと思いますけれども、もう少し分かりやすく具体的に書いていただけるといいかと思っています。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

岡本委員の意見から、避難所運営者の中に女性も加えていくということも必要なだろうと思います。

仙台での会議の際にも出ていましたが、避難所でのDVという問題もあります。避難生活の中でDVが深刻化するケースもあるということで、それを解消するような支援や対策

もこれから力を入れて行っていく必要があると思います。その他、新聞でも時々報道されたりしますが、避難所・仮設住宅において女性が犯罪に巻き込まれるケースもありますので、防犯対策も徹底してほしいということ。これは阪神・淡路大震災のときから指摘されていることですが、より一層の徹底が必要だということも是非この中に入れていきたいとは思っております。

この関連で、意見はもうよろしいでしょうか。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 先ほど、女性センターでもそれぞれ規模や機能が違うという話がありましたが、福祉避難所や福祉施設の問題等も、それぞれの自治体において、災害時にどこまで対応する力を持っているかということを中心に把握しておくことが必要なはずで。

自分のところだけでカバーできない部分を他から応援してもらうということが必要だとすれば、マニュアル等を作成して対策を考えていく際に、これぐらいの災害規模であればここまでは自分のところではできるが、これ以上になったら外部からこれぐらいの数の応援が必要だ、といったことをあらかじめ考えておくことが必要です。そこについて、地域間連携で、福祉施設や避難所で、外から有資格で対応できる人を送り込んでもらう必要が出てくるはずで、それをスムーズにやっていくことがこの問題を解決していく上で必要なことなのだと思います。自治体等が、それぞれどこまで自分たちでできて、どこからができないのかということを中心にきちんと想定しておくことが必要です。

東日本大震災の際には、米軍からの協力が早めから打ち出されていましたが、当初日本は基本的には応じないとしていました。事前にどの程度までが本当に自分たちでできることなのか、どこからが助けが必要なのかということ、それぞれの自治体がきちんと考えておくことが、必要なことだろうと感じます。

○大谷委員 有識者ヒアリングでの意見の中に、避難所・仮設住宅の運営においては、性犯罪や暴力の防止等の防犯対策を講じることが必要と書いてくださっています。私は、本調査会の意見としても入れていただきたいと思っています。そのように取りまとめをしていただいているのでよいのですが、一言だけ付け加えさせていただきますと、例えば阪神淡路大震災の教訓を受けて、今回も震災が起きた後に、弁護士会でも、性犯罪、暴力の問題についての対応が必要ではないかという議論をしました。その際に、本当に性犯罪や暴力の問題が起きているのだろうか、阪神淡路大震災のときも起きたのだろうかということから議論が始まったりするのです。実際にそういう相談が寄せられたケースがあるのか、あんなにみんなから見えるような場所でそのようなことが起きるのだろうかという話です。残念ながら問題は起きているわけで、それが上がってこないだけ、あるいは起きていなくても常に起きる危険はあるのです。何を申し上げたいかといいますと、残念ながら起きるのだという前提に立って、全ての避難所・仮設住宅において防犯対策が必要だということを、強調した書き方で取りまとめていただけるとありがたいと思っております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

様々な視点があると思うのですが、やはり大枠として災害時要援護者といいますか、子ども、障害者、高齢者への配慮はきちんと位置づける必要があるということ、大谷委員の話を聞きながら思っていました。そうすると、先ほどから出ているように、基本計画でも防災・復興というのは重点分野の一つとして特出しして、その中にこれまで議論されたような点を盛り込んでいく必要があると思っております。

次は4.に移りたいと思っております。4.を説明してください。

○中野渡補佐 「4.被災者支援・復興の局面における男女共同参画の推進」です。この被災者支援・復興の局面における男女共同参画は、特に第3次基本計画では、ほとんど触れられていない部分です。

まず、「(1)被災地における女性の雇用確保・起業支援」です。雇用確保・起業支援のためにどのような取組が求められるかという論点を立ててはいますが、この論点に関しましては、ここにも掲げたように、雇用のミスマッチが起きている、応急仮設住宅の入居によって、近隣に仕事がないという状況に置かれているという御意見がありました。そういった女性を支援するために雇用創出基金事業等の取組が行われているということですが、これまでの取組による実績や被災地でのニーズも踏まえつつ、引き続き女性の雇用機会確保・起業活動支援に取り組むべきではないかと御意見をまとめさせていただきます。

また、有識者ヒアリングでの意見としまして、10月19日の仙台での会議の際に、兼子佳恵氏の御発言の趣旨を汲んで書いています。必ずしも行政や大きな支援団体とつながっていない団体、余りメディア等で報じられる機会がないという地域でも、支援が必要な団体・地域があるので、そういったところにも適切な支援、リソースが届くように留意すべきということに記載しています。

「(2)復興まちづくり等における男女共同参画の推進」としまして、復興まちづくりにおける男女共同参画の視点の導入のための取組や、他に広域避難者を含む避難者に対する支援策への男女共同参画の視点からの取組、あるいは災害時における各種の金銭給付に係る男女共同参画の視点からの課題についての取組ということ論点にしてございます。

その下に「-」で書いてありますが、復興事業への女性等の意見の反映に関しましては、平成23年6月25日に、有識者の会議である、東日本大震災復興構想会議がこのような提言をしています。復興事業においては、住民意見を集約して行政に反映するシステム作りが不可欠である、その集約に当たっては、女性等々の意見を適切に反映させて、将来世代にも十分配慮する必要がある旨が書かれております。

こうした提言を受けまして、平成23年7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定されています。ここでは男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するということ、まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努めるといったことが決定されていますので、ここで御紹介させていただきます。

この論点に関しましては、明確なものとしてはここに記載しているような御意見がございました。他にも様々な御意見をいただいておりますが、整理の関係で、この部分に関する意見として記載しているのは、この2点となっておりますので、更なる御議論をお願いできればと考えています。

「(3) 被災地における悩み・暴力相談事業」といたしまして、こちらについては、今後の在り方をどうするかを論点として立てています。有識者ヒアリングでは、10月5日と、同月19日の両日に、実際に相談を担当されているお二方から御意見を伺ったところでした。その中で、こういった御意見があったということで御紹介させていただいています。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、4の(1)から議論に入っていきたいと思います。有識者ヒアリングでの意見では、草の根的に活動している団体、メディアへの露出度の少ない団体もあり、そういった団体への支援についても留意すべきということです。これはそのとおりだと思います。他にこの部分について意見はございますか。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 仙台でのヒアリングの際に出てきた話だと思いますが、避難所にいる方で男性はがれき処理の仕事をして、それに対してはお金が支払われるけれども、女性は避難所で炊き出しをしている。そのときにおっしゃられていたのは、男女の性別役割分担がそのような場でも、また強化されて出てしまっているということの一例で挙げられたと理解したのです。ただ、この話は別の角度から見ますと、男性の仕事はペイドで、女性がアンペイドの仕事に追いやられていることの一つの局面かという印象も持ちました。だからといって、避難所における炊き出しのような活動をペイドにするのがよいということまで意見として言おうとしているわけではないのです。

また先ほどの話に戻るのですが、若干気になっていましてのは、がれき処理のような被災地における一つの雇用、仕事の在り方として、どうしても従来から男性向きと思われている仕事が多いのではないかという印象を持っています。そういった仕事に女性が参加したくてもできないというのは、ヒアリングの中で出てきたわけではありませんので想像で物を申しているのですが、そういったことがないかどうか、被災地における雇用の中で女性が選択すれば雇用されるような体制を監視していくことも、一つの視点として必要ではないかなと思います。

○鹿嶋会長 大谷委員の指摘は(2)にもつながってくる問題です。いわゆる災害時における金銭の給付です。災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の制度があるわけですが、被災者生活再建支援金については、世帯主へのお金の流れが顕著ですし、災害弔慰金については、例えば、主たる生計維持者が亡くなりますと500万円が遺族に支給されますが、そうでない方であれば250万円といったことになるわけで、どうしてもお金の流れが男性の方に向かう。それはとりもなおさず、先ほど大谷委員が言ったように、がれき処理に男性がみんな行って日銭を稼ぎ、他方で女性は無償で奉仕的に食事の用意等をするという性別

役割分業があるわけです。（１）、（２）を合わせて御意見をいただければと思っております。

このようなお金の流れの問題はなかなか難しいのです。どのように意見に書くかということですが。

自由に御意見をどうぞ。

○廣岡委員 盛岡の女性センターを運営しているNPOが実施している事業がありましたね。コミュニティ・ビジネスという感じで、被災女性を多数雇用しているものだったと思うのです。こういったまちづくりのためのスキーム、システムを作っていくときに、地域の女性たちの起業と雇用をきちんと応援するような仕組みを作っていくことが必要だと思うのです。緊急地域雇用のようなシステムを使われたことは高く評価する。もう一步踏み込んで、そういったシステムを復興の局面ではきちんと機能するように日頃から意識しておいてもらったほうが良いと思います。とにかく、地域の女性の起業、雇用、NPO活動等、ある種の志を含めて、きめ細かくバックアップするようなお金の流れや仕組みを作ることを念頭に置いておく。

○鹿嶋会長 岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 今の廣岡委員の意見に関連してですけれども、確かに雇用創出基金事業は大変評価できると思うのですが、大谷委員がおっしゃったように、実はどちらかというと男性雇用型の事業に対して助成してきたという実態があるのではないかと思います。雇用される人数は少ないけれども、その町にとっては必要なものかもしれない事業については、パイが小さくないと思いますから排除されてしまうのでしょうかけれども、そこについてももう少し柔軟に対応することができないのかということには前々から思っています。この評価は評価でいいのですけれども、そのあたりの指摘は必要ではないのかと思います。

○二宮委員 雇用創出の観点から有識者ヒアリングで出ていたと思うのですけれども、結局、起業活動の支援等は時限的で、その後どう続けていくのかという問題が危惧として挙がっていたかと思います。

資料2で国連婦人の地位委員会の資料が配布されているのですが、2頁の（h）でも、復旧・復興プロジェクト等の策定で、時限的なものの中で女性がどのように取り組んでいくかという問題とともに、正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除いていくという項目もあります。少なくとも元の水準に戻すためにはどうしたらいいのかなど、緊急雇用創出基金事業だけではなくて、もう一步、正規雇用との関係でどこまで復活させるのかということ把握して、それについての問題は何かなどを検証していくことが大切であるというのを入れておいた方がよいと思います。

できれば長く続くようなものにどうつなげていくのか。専門ではないので提案することはできないのですけれども、その視点を常に持ち続けることが必要だろうと思います。

○鹿嶋会長 大谷委員にお聞きしたいのですが、世帯主にお金が出るわけですね。これをどのように断ち切る方法がありますか。あるいは災害に関するものは特例にするのか、その辺りで何かお考えがあれば参考までに発言してください。

○大谷委員 前回の会議以降、実は悩みまして、抜本的な解決としては、今日も最初の方に出ていました平時からという関係で、そのときだけという解釈では限界があって、今回問題があるということが確認されたということを経機に、世帯主条項的なものを全体的に見直すということが一番の解決策ではないかと思っています。

これはなかなか難しいかもしれません。2番目にあり得る策としては、少なくとも海外では夫婦で共同名義口座が開けるのです。少なくともその口座に入る限りは、法的には共同財産だということがはっきりするわけです。その後、更に使い方をめぐって紛争はあるのかもしれませんが、どちらかの名義の口座にしか入れられないと、それは、観念的に夫婦のものだ、家族のものだとはいっても、独り占めのことが起きてしまう。別居家庭だと問題は尚更です。世帯主条項が解決できないのであれば、民間の方の努力として共同名義が導入できないだろうかと考えています。

ただ、それも銀行業界を巻き込んだ大変大きな話ですから、なかなか実現しにくいのかと悩んでおります。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

仙台での会議の際に避難所のことで印象に残っているのは、こういう場所では男、女などと言っていないでみんな家族と思えというお話です。特に女性は、みんなの前で堂々と裸になったりはできないわけです。ところが、自分の身を隠すようなダンボールすらないといった指摘がありまして、そうなってくると、避難所等も含めた防災・復興計画の中では、女性の意見や女性の視点等を十分に配慮したものが必要だろうと。急にみんな家族だなどと言われても困ってしまうわけです。そのような視点が多分ないのだろうと思っているのです。

もう一つ、例えば福島県原発事故で放射能の影響を避けるために母子で地方に避難している、転居しているという人たち、いわゆる母子避難者に対する支援は男女共同参画という視点の中で何かきちんと考える必要があるのかどうか。そのことも御意見だけ伺っておきたいのですが、いかがでしょうか。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 こんなときだから全員家族でというあの話は驚愕したのですけれども、今、鹿嶋会長がおっしゃった、女性だからこういうときに恥ずかしいなどと言っていないでという感覚があるとすれば、それこそジェンダーの話をするときによく誤解をされる、女性の視点やニーズと言うと、なぜか次に話として、女性の差別をなくすということであれば、男女同じにすべきだというような間違った理解にもつながる話ではないかこのとき感じました。こういうとき家族なのだからという話もよく似ているのですけれども、むしろ被災者あるいは要援護者の中に様々なニーズや感受性、むしろ個があって、その中でみんな

で力を合わせなくてはいけない。それぞれの役割を發揮してということは当然なのですが、そこにおける個の尊重、それぞれのニーズや感受性の尊重ということが大事だというのが人権等の視点だろうと思っていまして、そこはもう一度確認しておかないとおかしな話になると思います。

母子で避難されている方たちへの支援については、今、思いつかないのですが、逆にそういった方たちへの支援はなされていたのでしょうか。

○鹿嶋会長 事務局は今の質問には答えられますか。要するに広域の母子避難に対する男女共同参画の視点からの援助についてですが。

○中野渡補佐 こちらで調べまして、後日、回答したいと思います。

○鹿嶋会長 松下委員、どうぞ。

○松下委員 少ない例ですけれども、静岡にも避難していらっしゃる方がいて、避難者同士の語らいの場に最初は数名いらっしゃったのですけれども、次の回にはいらっしゃらないのでどうしたらいいだろうと思っていまして、埼玉のセンターですと支援をいらっしゃる方が、来ても来なくても継続してやっていることが大事だと、来られる気持ちになったときにいらっしゃる方が必ずいるとお聞きしたので、これからも行っていこうと思っっているのです。

そこにいらっしゃった方の中にも母子がいらっしゃいました。また、来なかったけれども、電話をかけてきた方がいました。その方は茨城の方だったので、放射能のことをすごく気にしてらっしゃって、夫は仕事を辞められないので茨城にいて、自分たちだけは静岡に来ただけだけれども、遊び場等は安心しているが、やはり食物が怖くて九州から取り寄せているというお話を延々とされました。電話に出た者は傾聴するしかなく、静岡の食べ物は大丈夫だと思っということのもとても言えない雰囲気だったということでした。そのように、若いお母さんたちは放射能に関してとてもおびえています。もう一人、避難所の語らいの会にいらっしゃった親子も、東京の方だったので、放射能の影響が怖いから、夫を残して自分たちは静岡に来たとおっしゃっていました。

○鹿嶋会長 要するに悩みがあったとき駆け込めるような施設、そういう機能は常にオープンにしておくということなのですね。

○廣岡委員 悩み・暴力相談事業のことなのですか。

○鹿嶋会長 どうぞ。

○廣岡委員 相談事業が有効だったということについて、必ずしもそういう評価はやめてしまえというわけではないのですが、相談という看板の事業だけだと限界があるのではないかと、これを阪神淡路大震災のときや能登半島地震のときに感じたことがありました。足湯のボランティアで継続的に入っているグループがあって、その人たちの話を聞いていると、これは事実上の相談事業だなと感じることがたくさんありました。例えば、仮設住宅での火災を心配して電気の調理台を作ったら、入居者が誰も使っていない。なぜかというと、ガスなら使い方は分かるけれども、電気は今まで使ったことがないので、年寄りに

は分からないと言うので、ボランティアさんが一生懸命教えたとか。それは足湯のボランティアに入った人たちが話を受け止めて自分たちで問題を解決したり、サポートしているわけです。

だから、相談という看板だけではなくて、色々なところから色々なタイプのボランティアの人たちが入っていくと思いますので、そういう人たちが継続的な関係を作り、そこで人間関係ができると内側に抱えていたものを相談するというプロセスなのだと思うのです。

相談ということは大変重要なので、相談ということを看板に掲げるものだけではなくて、様々なボランティア活動、地域を支援する活動が事実上相談という機能を果たすことがあるということをしちんと認識しておくことが必要ではないか。そんな文言を一つ入れてもいいのではないかなと感じています。

○鹿嶋会長 大変いい意見をありがとうございました。

(3)の議論に入っていますが、他に意見はございますか。

これも有識者ヒアリングの意見ですが、今の廣岡委員の意見は少し表現を変えるということですね。

○廣岡委員 相談事業をちゃんとやらなければいけないということについては、全く異存はありませんだから、これを書くことには問題を感じているわけではないのですが、相談という看板でなくても、色々なボランティアの人たちが事実上相談の役目を果たしているという機能を認識しなければいけないということです。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 (3)の表題が「被災地における」になっているのですが、例えば、内閣府男女共同参画の暴力のホットラインを、本来だったら3月31日で終わる予定でしたが、それを継続して被災相談に移行しました。現場では、相談員の方はシェルター等の経験のある方たちが聞いてくださって、法的な問題があれば弁護士につないでいただくという形で電話相談をそのまま実施したと承知しています。今のような相談ですと、被災地におけるというよりももっと広域的な概念で、それこそ先ほどの母子避難の問題ではないですけれども、県外等の他の地域に避難されている方との相談も吸収したと思っています。そういう意味では、被災地におけるというよりは、もう少し広域的な概念での書き方が必要ではないかということも含めての問題提起です。そのように書いていただくといいのではないかと思います。

弁護士も暴力等の心配をされていて、現地に足を運んで、それこそ相談と看板掲げるだけではなくなかなかいらないのではないかと、自分たちから足を運んで、むしろ相談をキャッチする、掘り起こすという活動をした弁護士たちが周囲にいます。そういう人たちから聞いてみますと、避難所で相談と言っても、なかなかそこに来られる方というのはなくて、弁護士がいるところに行くだけで、相談があるのだなど、周囲に思

われるということがありますので色々と工夫をされたというのが、先ほどの廣岡委員の話にもつながります。

もう一つは、避難所にいらっしゃらない方、自宅にいらっしゃる方等、それこそ避難所という名前ではない場所に避難されているような方たちの相談に対応するために、むしろ相談を聞く側が足を運んだという経験をされた方たちがたくさんいまして、そういう取組は必要なのではないかと思っておりますので、そういう点も入れていただければと思っております。

○鹿嶋会長 被災地を含め広域的に、というようにするということですか。被災地と限定しないほうがいいですか。

○大谷委員 はい。場所でなく被災者の方。

○鹿嶋会長 分かりました。検討します。

では、ホットライン事業等々を継続していくということと、もう一つは、仮設住宅で随分悩んでいるケース等々もありますので、そういう人たちへの相談が必要だということですね。これは廣岡委員からボランティア活動自体、NPO活動自体が相談機能も果たすということもありましたので、そういう人たちとの連携を図りながら、問題の解決も図っていくということも指摘しておきたいと思っています。

それでは、最後の5についてお願いします。

○中野渡補佐 「5. 国際的な防災協力における男女共同参画」では、国際的な防災協力における男女共同参画を進めるに当たり、今後求められる考え方や取組は何かという論点を立てています。こちらについては、第3次基本計画の中での具体的施策の一つとして、平成17年1月に防災協力イニシアティブというものが定められておりますが、これに基づいて国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行うということが盛り込まれているといます。

監視専門調査会は、第3次基本計画における施策の進捗状況を監視することを目的としていますので、この点についてどういったことを外務省が取り組んでいるかについて、資料の提供を依頼したところ、外務省から提供があったものが資料2です。まず、資料2の最初の方は、先ほどからお話にも出ており、9月13日の監視専門調査会男女共同参画局からの説明の際にも御説明をさせていただきましたが、今年3月の国連婦人の地位委員会で我が国が提出しました「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議の資料です。次に、決議の仮訳が付いていまして、その後ろに英文があり、その後、世界防災閣僚会議 in 東北という資料が付いています。こちら冒頭に会長から御発言がございましたけれども、今年の7月に仙台市と一関市、石巻市、福島市で開催された世界防災閣僚会議の概要となっています。こちらでは議長総括で、その頁の下から6行目の後ろから、「参加者は」と始まっている箇所がありますが、参加者は更に強靱な社会の構築には、防災における女性の役割を正當に認識し、防災教育等を通じて個人の能力強化を図ることが必要であると強調したとの記載がございます。1枚めくっていただいた裏側の「(2)

災害時における強靱な社会の構築に向けて」の2段落目の3行目の後ろには、防災計画や復興計画に対しては、住民や地域コミュニティ、企業、NPO、ボランティア、女性、社会的弱者等、社会の多様な立場からの意見を取り入れていくことが重要であることを確認したという記載があります。このような国際的な防災協力において日本からの発信というものに努めているということです。

これについては、以上です。

○鹿嶋会長 この辺りのことは、是非書き込んでおきたいと思っております。資料2の最初のページで、日本が提出して共同提案国を募ったということですから、是非書き込みたいと思っております。いわゆる国際的な防災協力や、他に何かこういう視点を入れたらいいというものはありませんか。

○二宮委員 この国際的な防災協力で書かれていることなどは、今回この監視専門調査会で議論していることなどもかなり網羅されていますので、ここでの雰囲気というのは、基本的に外に対して約束したことをきちっと守ろうという意欲がこの中では共有できているかと思うのです。問題は人間の安全保障や女子差別撤廃条約等でもそうですが、いわゆる国際基準等に対して、日本がコミットしてやろうとしていることが、国内ではどうなのかという視点です。

ここでうたわれているような日本が外国に対して外交として働きかけている内容が、内政の中で本当に実現できているのかどうか。自分の襟をもう一度正しなさいというのを強く言いたいところです。

その意味では、人間の安全保障等を外国に対して求めていくということは、基本的には日本においてもきちんと人権が保障され、自由な選択ができ、人間の尊厳がある生活のために必要な、充足されるべきニーズがきちんと満たされていること。それを国内でも実践するということが必要だと常々思っています。

○鹿嶋会長 この第56回国連婦人の地位委員会の決議、取組をきちんと国内でもやっつけていきなさいということですが、もう一つは、資料2の最後の頁で、2015年に第3回国連防災世界会議の招致を表明しているとのことですので、その会議には是非女性の代表団を送れるような取組が必要であるということも訴えていきたいと思っております。

○大谷委員 二宮委員がおっしゃったことには全く同感なのです。ただ、他方で、国連の婦人の地位委員会に何度も出席して関わってきた人間からしますと、私は今回、日本の男女共同参画が色々遅れている部分があって、女性問題について必ずしも世界で褒められるような立場にはないかもしれないけれども、日本がこれだけの大きな災害を経験して、そこでジェンダー平等、女性の視点ということが非常に重要ということを確認して、それを決議案として今回初めて提案してそれが採択されたということは、非常に歓迎しています。

そういう意味では、日本としてこの分野で、阪神・淡路大震災の後も神戸で国連の防災会議が行われたように、今後、この間のニューヨークのハリケーンもそうですけれども、アジアの環境問題との関係でも自然災害というのはなくなることはないのです、そこでいつ

も女性だけではありませんが、女性や子どもは被災者として影響を被るということは今後も続いていくわけです。

したがって、私としては「5. 国際的な防災協力における男女共同参画」で、現在の第3次基本計画では国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行うという、あくまで国際的な防災協力を行うときにはという書き方になっているのですが、もう一步踏み込んで、今回の婦人の地位委員会での決議を実行していくために世界に継続的に呼びかけていく。今回の日本での経験から生まれた女性の視点からの様々な取組というものを大いに発信していく。特にアジアではそういう取組を紹介することが各国における防災・復興の取組に役立つことがたくさんあると思います。是非とも積極的なリーダーシップを発揮してこの分野で頑張りたいと思っており、そのようなことを一言書いていただけないかなと念願しております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。大変そのとおりだと思っております。

この国際関連では他にありますか。

畠中委員は何かありますか。全体を通してでも結構です。

○畠中委員 全体的な感想を申し上げようと思います。資料1書いてあることや各委員の御意見はもったもなことで私も大変結構だと思います。ただ、問題は、それを具体的にどのようにして実現するかということなのです。例えば、各種会議への女性の参画等も、国が義務付けたり、目標値を設定するというのが一番いいのですけれども、今は地方分権の時代でもあるため、できないのです。そのため、各省がヘジテートしているのですけれども、技術的助言等は地方分権の時代でもできると思います。これは是非ともという取組は、事務局でもできるだけ具体的にお書きになっていただいた方が実現性は高まるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

山本委員、全体を通して何か御意見があればお聞きしたいのです。

○山本委員 戻ってしまうのですが、3頁の一番上の(2)で、防災・復興関連部局への女性参画の拡大に関して、別の場で公務員あるいは管理職の公務員の女性の割合を高めるための方策を議論しています。もちろん、そういうことの推進は必要なことであるけれども、強制するにはどうしても限界があるという議論をしたのですが、その中で、職種や職務によっては、一定の女性の関与が職務の性質上必要ではないかという議論がありました。例えば、男女共同参画の関係の職務というのはまさにそうだろうと議論したのですが、防災や復興に関しても、下の方に記述がありますが、女性に固有のニーズが災害時になると非常に出てくるとすれば、そういった女性を一定割合で入れる必要性の高い職務であるという考え方もできるのではないかと。

ですから、現状は女性が不利に扱われているのでそれを何とかしなくてはいけないということなのですが、更に積極的に、女性を入れていく必要があるという点を書ければよいかと思います。

○鹿嶋会長 大変いい指摘をありがとうございました。

皆さん、まだこれは言い足りない、あるいは指摘しておきたいということがあれば聞いておきますが、どうでしょうか。

それでは、あとは私と事務局とで意見の取りまとめ案を作成しますが、本日御発言いただきました意見の他に更に意見がある場合、12月4日火曜日の午前中までに、事務局まで御連絡いただければと思います。

それらを踏まえまして、取りまとめ案を作成して、次回の調査会で議論した上で意見の取りまとめをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議論もほぼ出尽くしたとみまして、本日はこれで終了いたします。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

○中野渡補佐 本日は御熱心に調査・審議いただきまして、ありがとうございました。

議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただきます。議事録につきましては、事務局の作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後に公表させていただきます。

ただ今、会長から御発言がありましたとおり、意見の取りまとめ案に盛り込むべき事項がありましたら、12月4日火曜日の午前中までに、事務局まで御提出いただければと思います。

次回の監視専門調査会は、12月6日の午前10時から12時までの予定で開催いたします。場所は、この建物の5階特別会議室です。

○鹿嶋会長 それでは、これで第16回監視専門調査会を終了いたします。

本日はありがとうございました。